

調査・測量・設計業務共通仕様書（香川県農政水産部）令和8年10月改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

・地質・土質調査業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第1章 総則 第1節 総則		
第1－9条 打合せ等	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹<u>「ウィークリースタンス」</u>※²に努める。</p> <p>※¹ ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※² <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>
第 1－11 条 業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、業務委託料が<u>200</u>万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>受注者は、業務委託料が<u>100</u>万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>

項目	改 正 後	改 正 前
第3章 ボーリング調査		
第3-3条 調査方法	<p>12 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 採取したコアは、<u>試料箱（コア箱）</u>（原則として内長1 m程度で5 m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。</p> <p>その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。</p> <p>又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。</p> <p>なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>試料箱（コア箱）</u>の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。</p>	<p>12 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 採取したコアは、<u>標本箱</u>（原則として内長1 m程度で5 m分のコアが収納できるもの。）に丁寧に収め深度を明記する。</p> <p>その際、1回のコア採取長ごとに深度を明記した仕切板を入れておくものとする。</p> <p>又、風化しやすい岩石、粘土等は乱さないようにし、速やかにコア写真の撮影を行い必要に応じビニール等を巻いて保存する。</p> <p>なお、採取できなかった区間及び試験に供するためにコアを使用したところは、その旨表示し空けておくものとする。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) <u>標本箱</u>の表と横には、調査件名、孔番号、採取深度及びその他必要事項を記入するものとする。</p>
第5章 サウンディング	第4節 ポータブルコーン貫入試験	
第5-9条 試験方法	試験方法及び器具は、 <u>JGS1431（ポータブルコーン貫入試験方法）</u> によるものとする。	試験方法及び器具は、 <u>地盤調査法に示す単管式のポータブルコーンペネトロメーター</u> によるものとする。
第5-10条 成果物	<p>成果物は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) <u>試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙の JGS 1431（ポータブルコーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。</u></p>	<p>成果物は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 調査位置案内図、調査位置平面図</p> <p>(2) <u>深度と静的貫入抵抗 q_c の関係</u></p>

・測量業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第10条 打合せ等	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※<u>※1「ウィークリースタンス」※2</u>に努める。</p> <p>※<u>1</u>ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※<u>2</u> <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>
第12条 業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、業務委託料が<u>200</u>万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>受注者は、業務委託料が<u>100</u>万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>

・設計業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第1章 総則		
第 1-6 条 管理技術者	<p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム <u>(GIS) を活用する業務</u>に限る）農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>	<p>3 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）、博士（業務に該当する部門）、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（業務に該当する部門）のいずれかの資格を有するもの、畑地かんがい技士（畑地かんがい業務に限る）、農業水利施設機能総合診断士（農業水利施設システムの総合的な機能診断業務に限る）、農業農村地理情報システム技士（地理情報システム <u>に関する業務</u>に限る）農業水利施設補修工事品質管理士〔コンクリート構造物分野〕（農業水利施設補修工事（コンクリート構造物）の設計業務に限る）又は、これと同等の能力と経験を有する技術者であり、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。</p>
第1-10条 打合せ等	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹<u>「ウィークリースタンス」※²</u>に努める。</p> <p>※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※²<u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>
第 1-12 条 業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、業務委託料が <u>2 0 0</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>受注者は、業務委託料が <u>1 0 0</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（A G R I S）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、A G R I S 上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>

項目	改 正 後			改 正 前				
第2章 設計業務								
第 2－5 条 設計業務の成果	主要技術基準及び参考図書			主要技術基準及び参考図書				
	名	称	発 行 所 名	備考	名	称	発 行 所 名	備考
	土地改良事業計画設計基準		農林水産省		土地改良事業計画設計基準		農業農村工学会	
	土地改良事業計画指針		〃		土地改良事業計画指針		〃	
	土地改良事業設計指針		〃					
	土地改良事業標準設計		〃		土地改良事業標準設計		農業農村整備情報総合センター	
	コンクリート標準示方書		土木学会		コンクリート標準示方書		土木学会	
	道路構造令の解説と運用		日本道路協会		道路構造令の解説と運用		日本道路協会	
	道路橋示方書・同解説		〃		道路橋示方書・同解説		〃	
	舗装の構造に関する技術基準・同解説		〃		舗装の構造に関する技術基準・同解説		〃	
	舗装設計施工指針		〃		舗装設計施工指針		〃	
	舗装施工便覧		〃		舗装施工便覧		〃	
	防護柵の設置基準・同解説		〃		防護柵の設置基準・同解説		〃	
	改訂 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会		改訂 解説・河川管理施設等構造令		日本河川協会	
	鋼構造物計画設計技術指針		農林水産省		鋼構造物計画設計技術指針		農業土木事業協会	
	水門鉄管技術基準		電力土木技術協会		水門鉄管技術基準		水門鉄管協会	
	解説 電気設備の技術基準		経済産業省産業保安・安全グループ		解説 電気設備の技術基準		経済産業省資源エネルギー庁	
	電気設備計画設計技術指針		農林水産省		電気設備計画設計技術指針		農業土木機械化協会	
	水管理制御方式技術指針		〃		水管理制御方式技術指針		〃	
	農業土木工事共通仕様書		香川県農政水産部		農業土木工事共通仕様書		香川県農政水産部	
	農業土木工事施工管理基準		〃		農業土木工事施工管理基準		〃	
	香川県ため池整備技術指針		〃		香川県ため池整備技術指針		〃	
	土地改良工事設計積算参考資料		〃		土地改良工事設計積算参考資料		〃	
	土木製図基準		土木学会		土木製図基準		土木学会	
	トンネル標準示方書・同解説		〃		トンネル標準示方書・同解説		〃	
	ダム設計基準		日本大ダム会議		ダム設計基準		日本大ダム会議	
	施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟		施設機械工事等共通仕様書		全国農村振興技術連盟	

・用地調査等業務共通仕様書

項目	改 正 後	改 正 前
第 1 章 総則		
第 12 条 業務実績データの作成及び登録	<p>受注者は、業務委託料が <u>200</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>受注者は、業務委託料が <u>100</u> 万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS 上において調査職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p>
第 2 章 用地調査等業務の基本的処理 第 1 節 用地調査等業務の実施手続		
第 40 条 打合せ等	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※¹「<u>ウィークリースタンス</u>」※²に努める。</p> <p>※¹ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p> <p>※² <u>ウィークリースタンスとは、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間で確認・共有した取組の総称をいう。</u></p>	<p>4 調査職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」※に努める。</p> <p>※ワンデーレスポンスとは、問合せ等に対して、1 日あるいは適切な期限までに対応することをいう。なお、1 日での対応が困難な場合などは、いつまでに対応するかを連絡するなど、速やかに何らかの対応をすることをいう。</p>
第 6 章 建物等の調査 第 1 節 調査		
第 91 条 木造特殊建物	<p>木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>2 前項の実施に当たっては、<u>運用方針第 15 別表第 11</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p>	<p>木造特殊建物の調査は、木造建物要領〔軸組工法〕を準用して行うほか、当該建物の推定再建築費の積算が可能となるよう行うものとする。</p> <p>2 前項の実施に当たっては、<u>取扱要領第 7 条の各項目別補正率表</u>に掲げる補正項目に係る建物の各部位の補修等の有無を調査するものとする。</p>